広島市工業技術センターに係る指定管理者候補者の選定について

広島市工業技術センターについて、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

１　施設の概要

⑴　所在地

広島市中区千田町三丁目８番２４号

⑵　設置目的

工業技術の指導、人材の育成等を行うことにより、中小企業の技術力の向上を図り、もって中小企業の振興及び発展に寄与することを目的とする。

２　選定（非公募）の概要

⑴　指定管理者候補者名

公益財団法人広島市産業振興センター（広島市西区草津新町一丁目２１番３５号）

⑵　非公募理由

工業技術センターの業務は、工業技術に関する指導・相談、研修会・講習会等の開催、工業製品及び原材料に関する試験・検査など多岐にわたっており、これらの専門的な知識や技術が必要となる。

また、業務の遂行、特に技術指導・相談や試験においては、企業の製品開発に係わる内容もあるなど、企業との信頼関係が重要である。

こうしたことから、専門的な知識や技術を持った職員を有し、これまでの実績を通じて企業との信頼関係を構築している公益財団法人広島市産業振興センターを非公募により指定管理者とする。

３　経済観光局指定管理者指定審議会（公募要綱等審査部会）委員

役職	職名	氏名
部会長	経済観光局長	桜木　司
委員	環 境 局 長	児玉　晃典
委員	経済観光局次長	山縣　真紀子
委員	経済観光局産業振興部長	浦川　知己
委員	経済観光局観光政策部長	澄川　宏
委員	経済観光局農林水産部長	村上　正修

４　審査の概要

⑴　審査の方式

経済観光局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。

審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。

⑵　評価基準等

別紙「広島市工業技術センター指定管理者候補者の評価基準等」のとおり。

５　審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**公益財団法人広島市産業振興センター**を指定管理者候補者として選定した。

申　　請　　者	公益財団法人広島市産業振興センター
評　価　項　目　１	適
評　価　項　目　２	適
評　価　項　目　３	適
評　価　項　目　４	適
◎　指定管理料上限額 １６億９，３９４万５千円 ◎　指定管理料提案額 １６億９，３９４万５千円	

※　指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は１０％で算出している。

６　指定期間

令和９年４月１日～令和１４年３月３１日

参　考

　指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定に当たり、公募施設の評価における加点減点項目を用いて、本市が推進する行政施策に係る取組状況について確認を行った。

＜指定管理者候補者となった公益財団法人広島市産業振興センターの取組状況＞

確　認　項　目			取組状況	備　考
障害者雇用率の達成	①　障害者雇用率の達成状況【法定雇用率（2.5%）】		未達成	障害者の雇用義務無し
	②　過去２年度分の障害者雇用納付金を１年度分でも過去に滞納していた場合		非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 21 の取得		無	
男女共同参画・子育て支援の推進	①　次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定		策定済	策定努力義務有り
	②　次世代育成支援対策推進法に基づく認定		無	
	③　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定		策定済	策定努力義務有り
	④　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定		無	
地域貢献度	①　広島市内に、	本店がある場合	該当	
		本店がなく支店がある場合	―	
		その他事業所等がある場合	―	
	②　本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	８割以上の場合	該当	
		５割以上で８割未満の場合	―	
		２割以上で５割未満の場合	―	

別紙

広島市工業技術センター指定管理者候補者の評価基準等

ア　評価項目

評　価　項　目	適　否
【１　市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ①　利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ②　障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
【２　施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ①　講習会、研究会等の事業の内容は中小企業の技術力向上や人材育成を図るものになっているか。 ②　管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ③　利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。	
【３　事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ①　団体の経営は安定しているか。 ②　市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③　個人情報等の管理体制は適正か。 ④　緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤　サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
【４　管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。	

（注）　上記評価項目のうちいずれか１項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

イ　本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確　認　項　目	取組状況
【１　障害者雇用率の達成】 ①　障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
②　過去２年度分の障害者雇用納付金を１年度分でも過去に滞納していた場合	該当・非該当
【２　環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション２１の取得	有・無
【３　男女共同参画・子育て支援の推進】 ①　次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
②　次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【４　地域貢献度】 ①　広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に、本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内に、その他事業所等がある場合	該当・非該当
②　本施設の従事者のうち市内在住者の割合が８割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が５割以上で８割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が２割以上で５割未満の場合	該当・非該当